

厚生病院だより

ほほえみ

広報誌

第96号

2026 4. 10

Topics

- マイナ保険証の利用について
- 登録医制度の紹介
- 選定療養費(保険外併用療養費)について
- 「サロンあおぞら」開催



PHOTO：令和7年度災害訓練の様子(令和7年12月6日開催)

基本理念

信頼され、心が通う地域医療



桐生厚生総合病院
KIRYU KOSEI GENERAL HOSPITAL

〒376-0024 群馬県桐生市織姫町6番3号
TEL:0277-44-7171(代) FAX:0277-44-7170
URL: <https://www.kosei-hospital.kiryu.gunma.jp/>



(編集 院外広報編集委員会)
登録商標第6959501号

マイナ保険証で、受診がもっと安心・もっと便利に

マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」は、すでに多くの方に利用されている仕組みです。医療機関や薬局での対応も進み、当院でもマイナ保険証による受付を行っています。

マイナ保険証は、単に保険証の代わりになるだけでなく、医療をより安全に、そして便利にするさまざまな特長があります。今回は、日常の受診の中で感じていただけるマイナ保険証のメリットや、当院で新たに始まったスマートフォンによる利用についてご紹介します。

安心につながる医療情報の共有

マイナ保険証を利用すると、患者さんの同意のもとで、これまでに使ったお薬の情報や、特定健診などの健診結果を医師が確認することができます。



- お薬の飲み合わせに配慮した診療ができる
- 同じお薬の重複処方を防ぐことができる
- 患者さんの体の状態をより正確に把握できる

といったメリットがあり、より適切で安全な治療につながります。

複数の医療機関を受診している方や、日常的にお薬を服用している方にとって、特に安心できる仕組みです。さらに、「マイナ保険証」と「電子処方箋」を一緒に利用することで、お薬の管理がより安心・便利になり、より大きな効果を発揮します。特に、ご高齢の方や、複数の医療機関を受診されている方にとって、安心して使える仕組みです。この機会に是非利用してみてください。※電子処方箋に対応していない医療機関・医師および薬局もあります（当院は一部対応可能）。

受付がスムーズで、手続きも簡単

就職や転職、引っ越しなどで保険証が切り替わる際、従来は新しい保険証が届くまで医療機関での手続きが煩雑になることがありました。マイナ保険証を利用すれば、その都度新しい保険証を提示する必要がなく、保険資格の確認がスムーズに行えます。その結果、窓口での確認時間が短くなり、受付での待ち時間の短縮にもつながります。忙しい方や、体調がすぐれないときの受診でも、安心してご利用いただけます。

医療費の管理がしやすくなります



マイナ保険証で受診した医療費の情報は、「マイナポータル」で確認することができます。確定申告で医療費控除を行う際も、医療費の情報が自動で反映されるため、入力の手間が軽減され、領収書を探したり金額を計算したりする負担が少なくなります。また、スマートフォンからマイナポータルを利用することで、医療費の情報や保険資格の状況を自宅で確認でき、ご自身の健康や医療費を振り返るきっかけにもなります。

マイナ保険証の利用登録は簡単です！

マイナ保険証の利用登録は、

- ①医療機関や薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー（当院の場合は総合受付5番窓口）
 - ②マイナポータル
 - ③セブン銀行ATM
- などから簡単に行えます。

当院でも、スマートフォンによるマイナ保険証が利用できるようになりました



このたび当院では、スマートフォンによるマイナ保険証の利用が可能になりました。対応するスマートフォンをご利用の方は、マイナンバーカードを取り出さなくても、スマートフォンを専用端末にかざすだけで保険資格の確認が行えます。

（カードリーダーでの暗証番号入力や顔認証は不要です）

財布やカードケースからカードを探す必要がなく、受付がよりスムーズになります。外出時や急な受診の際にも、便利にご利用いただけます。

※スマートフォンでのマイナ保険証利用には、対応機種であることなどの条件があります。万が一に備え、当面はマイナンバーカード本体も併せてお持ちいただくことをおすすめしています。

※1台のスマートフォンにつき、ひとりのマイナンバーカードしか追加できません。また、15歳未満の方は原則スマートフォンのマイナンバーカードをご利用いただけません。

【スマートフォンによる利用方法】



iPhoneの場合
※iOS18.5以上のバージョンが必要です



Androidの場合
※Android11以上のバージョンが必要です

無理に切り替える必要はありません

「スマートフォンの操作に不安がある」「やはりカードの方が安心」という方も、これまでどおりマイナンバーカードをそのまま保険証として利用できます。マイナ保険証やスマートフォンでの利用は、あくまで選択肢の一つです。ご自身の生活スタイルに合った方法をお選びください。操作が不安な場合、外来のフロアマネージャーや総合受付5番窓口でもご案内しています。どうぞお気軽にお声がけください。

選定療養費（保険外併用療養費）について

選定療養費とは？

患者さんが希望して特別な医療サービスを受けるときに支払う費用で、保険診療と自費の一部を併用して受けられる仕組みです（保険外併用療養費制度の一部）。

どんな場合にかかる？（例）

- 他の医療機関からの紹介状無しで受診する場合
- 時間外診療を受ける場合
- 差額ベッド（個室など）を利用する場合
- 一部の特殊な薬・材料の使用などを患者さんが希望した場合



制度の背景と当院の役割

病院と診療所（クリニックや医院）がそれぞれの「役割分担」をする目的で制定されました。当院は、厚生労働省が進める「病院と診療所の機能分担」を推進する役割を担っています。これは、「初期の診療は地域の『かかりつけ医』で、専門的な治療は『大きな病院』で」という仕組みです。

これに伴い、他の医療機関からの紹介状を持たずに受診される場合は、通常の医療費とは別に「選定療養費（保険外併用療養費）」をご負担いただくことが義務付けられています。

桐生厚生総合病院における選定療養費の内容

■ 初診時・再診時選定療養費 7,700円（税込）

他の医療機関からの紹介状なしで当院を受診（初診）される場合



■ 再診時選定療養費 3,300円（税込）

当院から他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、患者さんの希望により、再度当院を受診した場合

■ 時間外診察費特別料金 7,700円（税込）

当院は二次救急医療機関として、入院を必要とする緊急性の高い患者さんの受入れを24時間体制で行っています。しかしながら、夜間・休日の時間帯において、緊急性の高くない患者さんの受診により、本来の目的である重症患者さんへの対応に支障をきたしています。

このような状況を改善し、緊急性の高い重症患者さんを優先的に対応するため、診療費とは別に時間外診察費特別料金（選定療養費）を請求させていただいております。

ご負担について、ご理解とご協力をお願いいたします。

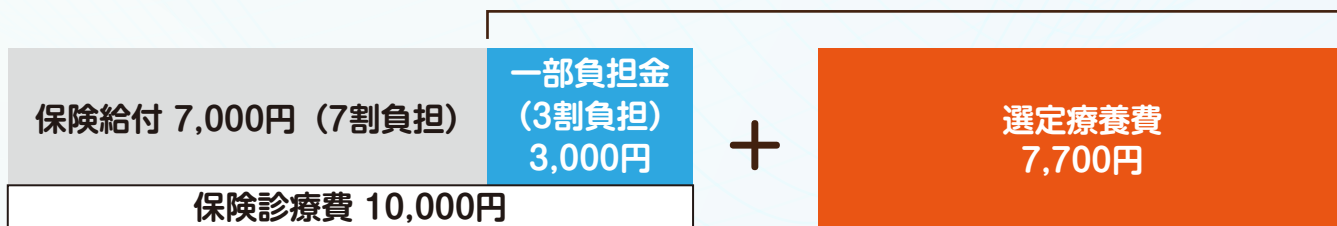
夜間・休日の体調不良等の場合は、まずは「平日夜間急病診療所」や「休日当番医」などの地域医療機関の受診をご検討ください。

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合は、選定療養費を徴収しないことがあります。

※ 「選定療養費」の額には、消費税分が含まれます。

紹介状を持たずに外来受診した患者さんのお支払いのイメージ 保険診療費10,000円／（医科、初診、一部負担金3割負担の場合）

患者さんの負担 10,700円



紹介状なしで外来受診する場合、患者さんの負担が上がります

例外として選定療養費をいただかない場合

- 他の保険医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合（接骨院・整骨院からの紹介状を除く）
- 救急車で搬送された重篤な症例の方、または、救急搬送が必要と認められる場合（ドクターカー、ドクターヘリを含む）
- 当院の診療科を継続的に受診されている方で、医師が必要と認め、別の診療科へ院内紹介されて受診する場合（院内紹介なしで別の診療科へ受診する場合は、選定療養費をご負担いただきます）
- 健康保険を使用しない場合（労働災害、公務災害、交通事故、自費診療など。保険証忘れによる自費診療を除く）
- 検診・健診などの結果により、精密検査の指示で受診される場合
- 国、県、市町村などの公費負担医療（難病、自立支援、生活保護など）の受給対象の方
※乳幼児・子ども・ひとり親家庭の福祉医療費助成制度は除きます。
- 受診後、そのまま入院または転院になった場合
- 24時間以内に複数回受診した患者（2回目以降は対象外）
- 災害により被害を受け「一部負担金等免除証明書」を持参して受診する場合
- 治験協力者



その他の選定療養費 後発医薬品がある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費

令和6年（2024年）10月1日から導入された制度で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（いわゆる「長期収載品」）について、患者さん自身の希望で先発品を処方する場合に、通常の保険負担とは別に「選定療養費」として特別な料金を支払う必要がある制度です。

対象医薬品：後発医薬品が発売されてから5年以上経過した先発品
または後発医薬品に置き換えられる割合（置換率）が50%以上の先発品
※こうした先発品を「長期収載品」と呼びます。



選定療養費の発生条件：患者の希望で長期収載品（先発薬）を処方した場合（医療上の必要性がないとき）。

■ 対象外となる場合

- 医師が療養上の必要性を認めた場合
- バイオ医薬品など一部薬剤
- 後発医薬品の提供が困難な場合
- 入院患者の処方など（病院内の状況による）

特別療養環境室料（差額ベッド代）

いわゆる差額ベッド代や個室代などと呼ばれているものです。患者さんの希望により、特別室（個室や2人部屋など）を利用される際に、その室料をいただくものです。



桐生厚生総合病院 第33回 市民公開講演

がん患者の 在宅医療

開催日／令和8年 8月1日 土

時間／14:00～16:00

場所／美喜仁桐生文化会館 スカイホール

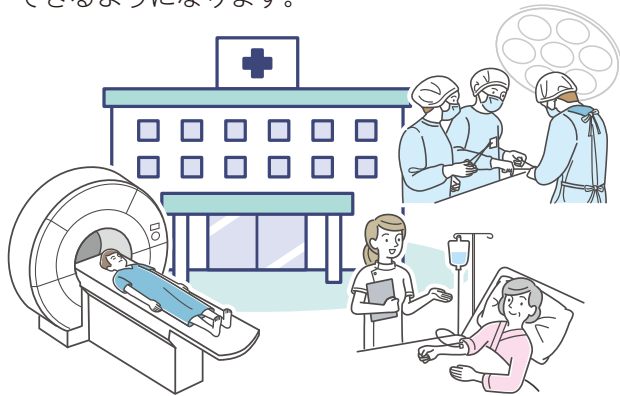
(仮)

参加費無料

【問い合わせ先】 地域医療連携室 TEL 0277-44-7150 *詳細は後日当院ホームページでお知らせいたします。

登録医制度のご案内 ～登録医とは？～

当院と緊密に連携し、お互いの施設や専門性を生かしながら、患者さんの診療を共同で行う地域のかかりつけ医の事です。患者さんの病歴や体質等を理解している「かかりつけ医」と「専門病院」が、一つのチームのように情報共有をして治療に当たります。この制度により、紹介・逆紹介の流れや情報共有などを、よりスムーズに行うことができるようになります。



桐生厚生総合病院

- ①高度かつ専門的な検査・治療
- ②入院を要する治療・検査・手術
- ③病状が急変した場合の救急医療

紹介



かかりつけ医（登録医）

【医科 324・歯科 126】医療機関

- ①初期治療
- ②日頃の健康管理
- ③経過の観察、普段の診療

逆紹介

患者さんの メリット

- 一貫した医療：登録医と病院が情報を共有しており、退院後も継続的なケアが受けられます
- 負担の軽減：重複する検査や投薬を避けられ、身体的負担や費用負担が軽くなります
- 医療機器の共同利用：病院のCTやMRI等の高度医療機器を利用した検査を受けられます

※当院の登録医は連携医証を交付しております。当該医療機関の院内掲示または当院ホームページでご確認ください。

地域のかかりつけ医との役割分担を明確にし、専門的な医療を必要とする患者さんを優先的に診療するため、当院は『紹介受診重点医療機関』の指定を受けています。そのため、当院を受診する際は、かかりつけ医からの『紹介状』をお持ちいただきますようお願いいたします。

紹介状あり ▶

病状や検査結果等が正確に伝わるため、スムーズな受診が可能となり、待ち時間の短縮も期待できます。

紹介状なし ▶

病状確認や検査を最初から行うことになるため、診察時間が長くなり、待ち時間も長くなってしまいます。また、原則として「選定療養費」の負担が発生します。

がん患者サロン「サロンあおぞら」

がん患者さんやご家族同士での交流や、情報交換を目的としたお話を定期的に開催しています。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

参加無料
申込不要

2026年度 開催スケジュール

5/8 金 7/10 金 9/11 金 11/13 金 1/8 金 3/12 金

14時～1時間程度 途中の入退室もOK

対象

がん患者さんやご家族、がん経験者（他院通院中の方も参加できます）

場所

桐生厚生総合病院2階小会議室（10分前開場）

問い合わせ先

地域医療連携室 相談支援センター（1階・救急外来近く）
0277-44-7165（直通） sodan001@kiryuhp.jp

詳しい情報はホームページをご覧ください

